

平安女学院同窓会会則

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 本会は、平安女学院同窓会と称し、学校法人平安女学院に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校を後援することをもって目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦事及び文化に関する事業
- (2) 会員名簿の整備
- (3) その他目的達成に必要な事項

第3章 会員

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる学校のいずれかを卒業した者を会員とする。

- (1) 平安女学院（女学校）
- (2) 平安女学院中学校
- (3) 平安女学院高等学校
- (4) 平安女学院短期大学および平安女学院大学短期大学部
- (5) 平安女学院大学

第4章 役員

(役員)

第5条 本会は、次の役員置く。

- (1) 本部役員
 - ア 会長 1名
 - イ 副会長 2名以内
 - ウ 会計 1名
- (2) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会務を執行し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を担当する。

4 幹事は、幹事会の構成員として本会の運営に係る必要事項の審議決定に参画するとともに、会務の執行について積極的に協力する。

(役員を選出・解任)

第7条 役員は、会員の中より選出し、その任期は2年とし再任を妨げない。ただし、退任した役員の補欠又は増員として選任された役員の任期は、現任者の任期と同じとする。

- 2 会長は、幹事会において選任する。
- 3 副会長および会計は、会長が任命する。
- 4 幹事は、会長の推薦により幹事会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 5 役員は、退任した後も、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務（会長、副会長、会計にあつてはその職務を含む。）を行う。
- 6 役員が、本会の名誉または信用を傷つけるような言行若しくは本会の理念・目的に反する言行があったときは、幹事会において罷免・解任をし、総会に報告する。

（会計監査）

第8条 本会に、2名以内の会計監査を置く。

- 2 会計監査は、本会の財産及び会計を監査する。
- 3 会計監査は、会員の中から幹事会の推薦により総会の承認を得て選任される。
- 4 会計監査は、任期を2年とし再任を妨げない。
- 5 会計監査は、退任した後も、後任の会計監査が選出されるまでは、なおその職務を行う。

第5章 会議

（総会の招集）

第9条 総会は、原則として1年に1回定期総会を開催し、会長が招集する。必要あるときは、臨時に召集することができる。

（総会の議事）

第10条 総会は、本会の最高決議機関であつて付議事項は次の事項とする。

- （1）幹事及び会計監査の選任
 - （2）会則の改廃
 - （3）その他幹事会において必要と認めた事項
- 2 総会への報告事項は次の事項とする。
- （1）予算及び事業計画
 - （2）決算および事業報告
 - （3）本部役員を選任
 - （4）その他幹事会において必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

（幹事会）

第11条 幹事会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、総会議案の発議及び平常の活動に関する事項を審議決定する。
- 3 幹事会は、次の事項を決定する。
 - （1）会長の選任
 - （2）予算及び事業計画
 - （3）決算および事業報告
 - （4）監事及び会計監査の選出
- 4 緊急の場合及び総会の開催が困難な場合には総会に代わつて議決することができる。
- 5 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の議決により決する。

6 前項の規定に関わらず、この会則の改正を発議する場合は、幹事総数の過半数の議決によらなければならない。

(本部役員会)

第12条 本部役員会は、本会の執行機関として日常の会務を審議及び執行する。

第6章 会計

(期間)

第13条 本会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は、入会の際に終身会費として、第4条の学校のいずれか一校を最初に卒業する年度に納入するものとする。

3 会費の額は、20,000円とする。

(予算及び事業計画)

第15条 本会の予算及び事業計画は、毎会計年度に編成し、幹事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第16条 本会の決算は、会計年度終了後に会計監査の監査を受け、幹事会の承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(情報の公表)

第17条 本会の次の情報は、同窓会ホームページにより公表する。

(1) 会則

(2) 予算及び事業計画

(3) 決算及び事業報告

(4) 役員、監事及び会計監査の名簿

(個人情報)

第18条 個人情報保護に関する法令を遵守し、登録の個人情報は、適切に取り扱うとともに正確性・機密保持に万全を尽くすよう努めなければならない。また、会員の情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

(事務委託)

第19条 本会の会員名簿の管理及び会計事務を学校法人平安女学院に委託することができる。

2 会計事務の受託者は、会計処理を適正に行い、経費の収入及び支出について会計の承認を得なければならない。

3 会員名簿管理の受託者は、会員名簿の更新情報の収集に努めるとともに、会員の連絡窓口として対応に当たるものとし、個人情報を保護しなければならない。

(改廃)

第20条 この会則の改廃は、幹事会が発議し総会の承認により発効する。

附則

- 1 この会則は、2024年3月1日から施行する。(2024年2月15日幹事会決定)
 - (1) 本会は、平安女学院校友会（以下「校友会」という。）の名称及び会員組織を変更したものであり、校友会の資産をすべて引き継ぐ。
 - (2) 校友会2号会員（教職員会員）は、この会則の施行により会員の資格を喪失する。
 - (3) この会則施行の日における役員及び会計監査は次のとおりとし、その任期は2025年9月30日までとする。

会 長 磯野 真紀子

副 会 長 菅原 さと子、黒井 いく

会 計 江藤律子

幹 事 井上 厚子、野間 まゆみ

会計監査 西邨 沙希、大矢 宣絵